

## 「骨折予防に資する保健事業推進事業」業務委託基本仕様書

### 1 業務名

「骨折予防に資する保健事業推進事業」

### 2 契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月22日（水）まで

### 3 事業目的

令和2年度（2020年度）に実施した医療費分析等の結果、本県の骨折に係る医療費及び患者数は全国と比較しても多く、この背景として、骨粗鬆症検診受診率が低いほか、若い世代から骨折予防に着目した保健事業に取り組んでいる市町村は少なく、全ライフステージを通して取り組むための環境が整備されていないなどの課題がある。

このため、県において、令和3年度（2021年度）は、骨折に関連する各種データを活用した地域差の分析や骨折・骨粗鬆症予防保健指導教材等の提供による効果的かつ効率的な事業の実施に向けた支援を進めてきたところである。

今後、更に事業の推進を図るため、引き続き、地域差等分析を行うとともに、骨粗鬆症検診受診率向上や全世代での連続的な保健事業の取組・連携が必要であるため、専門職も交え、段階に応じた適切なアプローチ手法（優先ターゲット層や介入場面など）などの具体的な市町村保健事業の取組を検討していく必要がある。

これにより、本事業において、骨折予防に向けた各市町村の対応策の立案や関係団体との連携体制の構築を図り、県及び市町村の事業の効果的かつ効率的な実施に繋げ、健康寿命の延伸や医療費適正化に向けた取組を強化することを目的として実施する。

### 4 業務内容

#### （1）市町村の課題把握・取組状況調査

##### ① 基礎統計（経年比較分析）や関連分析

骨折に関連するデータ（健診結果と医療の関連、医療・疾病状況と要介護度等）の経年比較・地域間比較等による現状把握・分析を行い、「地域差の見える化」を図る。

また、データの関連性を整理し、本県の健康課題を具体的に示すこ

と。分析結果については、市町村での保健事業に活用できるよう、図表やグラフを用いて、分析結果等が把握しやすいように示すこと。

※ 令和3年度（2021年度）に分析した市町村別データ（骨折、骨の密度及び構造の障害の医療費等（KDB/NDB都道府県別データブック）、骨粗鬆症検診受診率（厚労省）地域保健・健康増進報告）、その他社会指標等）の時点更新を行うとともに、地域別の課題抽出に向けて追加すべき項目を新たに加えて分析すること。

(本県から提供が可能なデータ・資料等)
I KDBシステム、特定健診等データ管理システムで管理されているデータ、NDBデータ(都道府県別データブック2017年度～2020年度分) 等
II 県で実施した各種公表調査データ
III 令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）「人生100年くまもとコンソーシアム」分科会 I 「骨折」で活用した分析結果
・ (圏域・市町村別) 骨折の患者数、医療費(部位・年齢・男女別)
・ (圏域・市町村別) 骨折患者と骨粗鬆症との関連分析
・ (圏域・市町村別) 骨折患者と生活習慣との関連分析
・ (圏域・市町村別) 骨折患者と併せ持つ関連疾患との関連分析
・ (圏域・市町村別) 骨折患者と薬剤の使用状況分析
※ 分析等に当たっては、下記に留意すること。
ア データ分析では、可能な限り、性別及び年齢階層（5歳刻み）別に集計すること。
イ 分析項目、内容については、受託者と協議のうえで決定する。
ウ 個人情報保護に関する各種法令等に基づき、提供するデータは適切に管理すること。

② 県全体におけるライフステージ別の健康課題や既存事業の整理

①の分析結果等を活用し、ライフステージ別に見た優先課題、ターゲット層を整理するとともに、既存事業との関連を踏まえ、今後、必要と考える対応策の方向性や目標を整理すること。

※ 既存事業や地域資源との効果的な連携を行うこと。

③ 県から提供した分析結果や教材等の活用状況調査

令和3年度（2021年度）に県から各市町村に提供した「骨折関連市町村別分析結果」や「骨折・骨粗鬆症予防保健指導教材」の活用状況等を調査し、効果的な活用事例の横展開や今後の取組の検討に活用する。

## (2) 課題圏域での保健事業介入支援

### ① 課題圏域での検討会議開催及び運営

課題圏域内の課題抽出や対応策の提案等を行うため、市町村、有識者、関係団体、県等が参加する検討会議の開催及び運営を行うこと。

当該会議で使用する資料や議事録を作成するとともに、検討会議での検討結果を取りまとめ報告書を作成すること。

当日の進行、資料の作成、議事録の作成、有識者等への報償費や旅費等の支配を行う。ただし、会議の日程調整、場所の確保は、県が実施し、また、有識者等の選定に関する調整については、県と協議して決定する。

(検討会議の想定)

- ・ 課題圏域 1 圏域 (骨折医療費が高い二次医療圏域を選定予定)
- ・ 開催回数 全 3 回程度
- ・ 出席者 有識者 (3 名程度)、関係団体 (3 名程度)  
県・市町村担当課
  
- ・ 協議項目 (予定)
  - (第 1 回目) 県全体の基礎分析報告  
市町村の課題認識、ニーズのヒアリング
    - ・ 課題等の抽出、今後必要なデータの検討
  - (第 2 回目) 課題の原因 (背景) 等の分析やデータに基づく検討
    - ・ 対応策を検討すべき課題の絞り込み
  - (第 3 回目) 対応策案の検討
    - ・ 絞り込んだ課題に対する対応策案の協議、まとめ

※ 全ライフステージ別の段階に応じた適切なアプローチ手法 (優先ターゲット層や介入場面など) などより具体的な市町村保健事業の取組を検討すること。

### ② モデル市町村の分析による事例検討

モデル市町村を選定 (課題圏域の中から 1 自治体) し、レセプトデータ等を用いた骨粗鬆症、生活習慣病、その他関連等の分析を行い、分析結果から抽出した課題を整理すること。

なお、当該結果は、検討会議で報告し、今後の対応策検討の参考に活用すること。

(3) 市町村の特性を踏まえた市町村国保保健事業の企画立案

(1) (2) の分析・調査結果を踏まえ、今後、必要と考える保健事業等の具体的な提案等を行うこと。

なお、当該提案にあたり、ステージ別（一次予防から三次予防）、手法別（ポピュレーションアプローチやハイリスクアプローチ）、性・年齢別等の具体的かつ実効性のある対応策の提案を示すこと。

また、PDCAサイクルに沿った事業展開を確保するため、評価指標の設定についても検討すること。

(4) 打合せ・協議

毎月1回程度、県と打合せ・協議を行い、効果的な事業の実施に努めること。また、受託者は、作業を円滑に進めるため、協議録を作成すること。

(5) 市町村への結果報告

上記(1)～(3)の分析・検討結果を整理し、県内市町村に対し、説明会の開催又は報告書の送付などにより報告すること。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(5)の実施を踏まえ、検討結果を整理し、報告書を作成すること。

## 5 成果品

(1) 調査・分析結果報告書（2部）

(2) 精算報告書（2部）

(3) その他、委託者と協議して定めるもの

※ それぞれ、印刷物（A4版）及びCD-ROM又はDVDで納品とする。

## 6 受託者の責務

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うこと。

(2) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を委託者へ連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、業務が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するように努めなければならない。

(3) 受託者は、業務の過程において委託者から指示された事案については、

迅速かつ的確に対処し、実施すること。

- (4) 受託者は、本業務の実施において、関係者等に対し、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を行ってはならない。
- (5) 委託者及び受託者は、本業務の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に大幅な変更が生じた場合は、双方協議のうえ、契約変更を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。  
なお、委託者の承諾を得る場合は、事前に再委託する業務の範囲及び再委託先を委託者に書面で申請すること。
- (7) 関係法令を遵守し業務に当たること。
- (8) 準備も含めた事業全般において、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底すること。本事業に係る協議等は、新型コロナウイルス感染状況を考慮し、状況に応じてオンライン会議等を行い、当該会議等に必要なツール等は受託者が負担するものとする。

## 7 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、常に委託者と密接な連携を図り、業務の各段階で委託者と協議すること。  
ただし、打合せは短縮して実施できるよう、受託業者で可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託業者で記録を残し、速やかに県に提出すること。
- (2) 業務仕様書の内容は、契約後、提案、委託限度額の範囲内で変わることがある。
- (3) 本事業で作成した成果物の著作権は、熊本県に帰属するものとする。  
なお、成果物によっては、県及び企業等が事業を行う際に使用することがある。
- (4) 受託者は、本事業を通じて知り得た個人情報等について、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、自己責任においてデータ漏えい、滅失毀損等の防止に努めること。  
また、受託者の責任に起因する情報漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担するものとする。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務仕様書に記載されていない事項は、県及び受託者の協議のうえ、定める。

(7) この業務委託は、国の補助金を財源とする業務委託であるため、業務完了時に実績額に合わせた委託料の精算を行う。業務完了時に提出する成果報告書とともに精算報告書も提出すること。精算報告額は、当初契約した委託料の額を超えない範囲で、国の補助対象経費として認められる額とする。